

○国土交通省告示第八百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので併せて告示する。

平成一六年七月一五日

国土交通大臣 石原 伸晃

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（名和・淀江道路）及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事

第3 起業地

1 収用の部分 鳥取県西伯郡名和町大字名和字中畝、字中疇、字大谷、字上菖蒲谷、字五輪東ノ下、字西菖蒲谷、字小谷、字東八重谷、字西八重谷、字衣装谷、字小三林、字乙ケ谷、字東穴田、字河堀、字上飛田、字山崎、字飛田及び字宮ノ下、大字加茂字飛田及び字横枕、大字門前字倉垣、字若宮、字上屋敷、字後谷、字鎮守山、字菖蒲田、字下大畑、字岡ノ前、字瀧ノ前、字中長野、字下長野及び字長野、大字古御堂字水谷、字新林、字寺ノ上、字上前場、字金蔵ケ平ル及び字前澤、大字押平字中笹尾、字上笹尾、字笹尾山、字尾無、字小坂平ル、字橋詰、字中屋敷、字大明、字神楽田、字中田、字塚田、字前塚田及び字上ノ田並びに大字茶畑字下長野、字二田平、字谷田、字片吹、字屋敷、字啓造、字六反田、字塚田及び字上ノ垣地内

同県同郡大山町所子字押平道、字押平道ノ上、字中河原、字甲原、字更田及び字宮側、平木字宮川、字小澤及び字上向神田、唐王字上神田及び字代田並びに清原字中千萬及び字中坪地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条の各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

申請事業は、鳥取県西伯郡名和町大字名和地内の名和インターチェンジ（仮称）から同県同郡大山町安原地内の淀江大山インターチェンジまでの延長8.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道9号改築工事（名和・淀江道路）及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一般国道9号改築工事（名和・淀江道路）（以下「本體工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、また、本體工事の施工に伴う県道の従来機能を維持するための改築工事は、同条第3号の都道府県道に関する工事であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされている。また、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、鳥取県内の交通ネットワークの強化及び本件区間に係る現道の一般国道9号（以下「現道」という。）の交通渋滞の緩和を主な目的とした道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第2級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業である。

一般国道9号は、京都府京都市を起点とし、鳥取県鳥取市、米子市、島根県松江市等山陰地方の主要都市を経て山口県下関市に至る、近畿地方と中国地方とを東西に結ぶ重要な幹線道路であり、鳥取県内を東西に結ぶ唯一の幹線道路である。

現道の状況をみるに、平成11年度道路交通センサスによると、鳥取県西伯郡名和町御来屋地点における交通量は20,098台/日、混雑度は1.28となっており、また、平成9年5月に起業者が実施した調査によると、同郡大山町今津交差点において米子市方面から鳥取市方面に向かう渋滞長が最長520mに及ぶことが確認されるなど、随所で交通渋滞が発生している。

加えて、県下の一般国道9号は、鳥取市及び米子市の一部区間を除いて車線数が2しかなく、県内を一体的に結ぶ高規格幹線道路もないことから、平成13年8月の同県西伯郡名和町における交通事故の発生時には、通行規制時間が6時間にも及ぶなど、交通事故や自然災害に脆弱な交通事情となっている。

本件事業の完成により、本件区間における交通の分散が図られ、現道の交通渋滞の緩和に寄与するとともに、本件区間の移動時間が平均15分程度から8分程度に短縮することから、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

また、本件事業が完成すれば、県内において順次整備中である東伯・中山道路等の高規格幹線道路建設事業と相まって、県下有数の都市である鳥取市と米子市とを結ぶ交通ネットワークが強化されることから、災害発生時等における代替道路の確保が可能となるとともに、隣接区間の米子道路から松江道路、中国横断道岡山米子線等と接続することにより、他県へのアクセス機能が向上して本件区間周辺の地域経済の発展に寄与するものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 事業の施行により失われる利益について

本件事業については、「都市計画における環境影響評価の実施について」（昭和60年6月建設省都市局長通知）等に基づき、平成10年2月に鳥取県が環境影響評価（以

下「平成10年評価」という。)を実施している。また、起業者は、本件事業認定の申請に当たり、平成10年評価時に比べ計画交通量(推計年次平成32年)が増加している区間があったことから、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年建設省令第10号)等に準じて、平成15年3月に再評価を実施したところ、その結果はいずれも環境基準等を満たしている。

さらに、本件区間内においては、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が18箇所あるところ、起業者は、鳥取県教育委員会と協議を行い、記録保存を実施しているところである。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(3) 施設の位置の適切性

本件事業は平成10年3月31日に決定された都市計画と基本的内容が整合している。

なお、大山インターチェンジ(仮称)は、上記都市計画決定後に設置決定された施設であるところ、当該地点における交通の一層の利便性、インターチェンジの設置間隔、地元大山町からの要望等を考慮すると、県道大山口停車場大山線と接続する位置に設置することは適切なものと認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように本件事業に係るルート及び施設の位置は適切なものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、鳥取県においては交通ネットワークの整備が立ち遅れ、災害発生時等における交通事情に不安を抱えていることから、できるだけ早期に代替道路を確保する必要があると認められる。

また、本件区間及び隣接区間の沿線自治体の長及び議会議長からなる一般国道9号東伯淀江間高規格改築推進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等に定める規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鳥取県西伯郡名和町役場地域整備課及び同郡大山町役場経済建設課

第6 収用の手続が保留されている起業地 鳥取県西伯郡名和町大字門前字倉垣、字若宮、字上屋敷、字後谷、字鎮守山、字菖蒲田、字下大畑、字岡ノ前、字瀧ノ前、字中長野、字下長野及び字長野並びに大字古御堂字水谷及び字新林地内